の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

［イ～ホ　略］

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　［略］

2　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　略］

（申請等の方法）

第六十九条　［略］

［一～二十八　略］

二十九　法第百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請

［三十～三十四　略］

［2　略］

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

［イ～ホ　同上］

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　［同上］

2　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　同上］

（申請等の方法）

第六十九条　［同上］

［一～二十八　同上］

二十九　法第百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請

［三十～三十四　同上］

［2　同上］

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印